

「総量削減義務と排出量取引制度」  
中小企業等の所有が二分の一  
以上であることの確認書  
～ 記入要領 ～

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）  
東京都地球温暖化対策指針

東京都環境局  
2024年4月

# 目次

はじめに	2
1 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書について	4
2 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書の記入例	5
3 所有等割合計算書の記入例	8
・エネルギー使用量で判断する場合	10
・所有割合で判断する場合	12
4 義務対象外となる中小企業者についての記入例	14

# はじめに

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）では、総量削減義務と排出量取引制度の対象となる事業所を、「指定地球温暖化対策事業所」及び「特定地球温暖化対策事業所」として位置付けています。

また、東京都地球温暖化対策指針において、総量削減義務の対象外となる中小企業等が二分の一以上所有する事業所について「指定相当地球温暖化対策事業所」として位置付け、大規模事業所の所有者としての地球温暖化対策の推進義務や地球温暖化対策計画書の提出・公表等が必要であることを定めています。

## ① 【既存の指定地球温暖化対策事業所が指定相当地球温暖化対策事業所に該当する場合】

「指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書」に中小企業等が二分の一以上所有することを証する書類（「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」及び別添1「所有等割合計算書」と別添2「義務対象外となる中小企業者について」）を添付して該当年度の9月末日までに東京都に届け出る必要があります。

## ② 【新たに事業所が指定相当地球温暖化対策事業所に該当した場合】

「指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書」に中小企業等が二分の一以上所有することを証する書類（「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」及び別添1「所有等割合計算書」と別添2「義務対象外となる中小企業者について」）を添付して該当年度の10月末日までに、東京都に提出し確認を受ける必要があります。

上記①又は②の理由により指定相当地球温暖化対策事業所に該当する事業所は、その翌年度以降、地球温暖化対策計画書の提出時に都度「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」を添付する必要があります。確認を受けた年度に提出する地球温暖化対策計画書には添付する必要はありません。

なお、この記入要領では、「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」及び別添1「所有等割合計算書」と別添2「義務対象外となる中小企業者について」の作成方法について説明しますが、マイクロソフトのEXCELを利用することを前提として構成

しています。EXCELファイルは、環境局地球温暖化対策の総量削減義務と排出量取引制度のホームページ内

([https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/documents/substantially\\_designated.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/substantially_designated.html))

で公表いたします。ダウンロードしてご利用ください。

EXCELファイルの機能(使い方)は、「特定温室効果ガス排出量算定報告書記入要領」を参考にしてください。

# 1 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書について

○中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書及び併せて提出する資料

名 称	部 数	備 考
1. 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書	1 部	中小企業等の所有が二分の一以上であることを確認する様式です。 この記入要領で説明いたします。
2. 所有等割合計算書	1 部	中小企業等の所有等割合を計算する様式です。 この記入要領で説明いたします。  ※添付する根拠資料（次のいずれか） ・建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明があるもの）（全部事項証明書）原本 ・エネルギー使用量を証する書類
3. 義務対象外となる中小企業者について	各1部	所有等割合の要件（事業所全体の二分の一以上）を満たす中小企業者の情報を記入する様式です。 この記入要領で説明いたします。  ※添付する根拠資料 ・登記事項証明書（商業登記簿謄本）（履歴事項全部証明書） ・会社概要、パンフレット等（外部に公表、配布をおこなっているもの） また、必要に応じて、株主名簿、決算報告書、業務報告書の提出又は提示を求める場合があります。 （本記入要領及び「中小企業等が二分の一以上所有する指定相当地球温暖化対策事業所に関するガイドライン」参照）

「紙」及び「電子データ」両方を提出して頂きます。

## 2 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書の記入例

### ※記入例 C

#### 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書

事業所の名称	新宿〇〇ビル	指定番号	〇〇〇〇
--------	--------	------	------

その i

#### 1 所有等割合

二分の一以上の所有の判断根拠	2. 所有割合	計算年度	2023 年度
----------------	---------	------	---------

その ii

所有者である中小企業等の区分	中小企業等の数	所有等割合
中小企業者	2	2 / 5
組合等	0	/
個人	1	1 / 5
合計	3	3 / 5

#### 2 前年度提出の確認書からの変更内容（既に指定相当地球温暖化対策事業所に該当した事業所のみ）

中小企業等の変更又は所有割合の変更	有無 ※3	具体的な内容 (変更がある場合は「有」を選択し、具体的な内容及び変更年月を記入)
前年度※1	無	
今年度以降（予定を含む）※2	有	2024年10月に中小企業である〇〇の所有権が設定された区分について、中小企業である△△へ一部所有権移転が生ずる予定がある。

その iii

- ※1 所有者のうち削減義務対象外と判断した中小企業等の変更が前年度にあった場合は「有」とし、別添1「所有等割合計算書」を添付すること。  
また、削減義務対象外の判断に含める中小企業等が追加される場合には該当中小企業等についての別添2「義務対象外となる中小企業者について」の添付が必要となる。
- ※2 今年度以降の変更予定については、別添1、2の提出は不要である。
- ※3 変更（予定を含む。）がない場合は「無」を選択する。変更予定の有無が現時点で不明である場合は「未定」を選択する。

#### 3 添付する書類※1

	△別紙（ ）のとおりに※2
	△別紙（ ）のとおりに
	△別紙（ ）のとおりに
	△別紙（ ）のとおりに
	△別紙（ ）のとおりに

その iv

- ※1 本確認書の提出が2回目以降となる場合で、1において二分の一以上所有の判断根拠を「エネルギー使用量の割合」とする場合は、2の前年度に提出した確認書からの変更内容の有無に関わらず2回目以降も別添1を必ず添付すること。なお、本確認書の提出が2回目以降となる場合で、1において二分の一以上所有の判断根拠を「所有割合」とし、かつ2の前年度に提出した確認書からの変更が無い場合は、別添1と別添2の添付は不要とする。
- ※2 別添の添付が必要な場合は、添付する各別紙に一連番号を付けた上、△印の欄に該当する別紙の番号を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

## その i : 事業所の名称、指定番号

「事業所の名称」：事業所の名称を記入してください。

「指定番号」：指定番号を記入してください。新たに該当する事業所が提出する場合は空欄としてください。

## その ii : 二分の一所有の判断根拠、計算年度、所有者である中小企業等の区分毎の中小企業等数、所有等割合

「二分の一所有の判断根拠」：別添 1 「所有等割合計算書」に記載した、中小企業等が二分の一以上を所有する判断根拠をプルダウンで「1. エネルギー使用量の割合」又は「2. 所有割合」から選択してください。

「計算年度」：別添 1 「所有等割合計算書」に記載した、所有等割合を計算する年度を記入してください。原則として提出年度の前年度になります。

なお、既に指定相当地球温暖化対策事業所に指定された事業所のうち「2.所有割合」を二分の一所有の判断根拠とし、前年度提出の確認書から変更内容がない場合は、前年度に提出した確認書で申告した所有割合及びその計算年度をそのまま記入して構いません。

「中小企業等数」：別添 1 「所有等割合計算書」に記載した、所有者である中小企業等の数を中小企業者・組合等・個人の区分ごとに記入してください。

「所有等割合」：別添 1 「所有等割合計算書」で算出したエネルギー使用量又は所有割合を中小企業等の区分毎に小計して記入してください。

## その iii : 前年度に提出した確認書からの変更内容（既に指定相当地球温暖化対策事業所に指定された事業所のみ）

本項目は、初めて本確認書を提出する場合は記入不要です。

本確認書では、中小企業等が二分の一以上を所有することを証するために、別添 1 「所有等割合計算書」と別添 2 「義務対象外となる中小企業者について」の添付が必要となります。しかし、既に指定相当地球温暖化対策事業所に指定された事業所で、二分の一以上所有の判断根拠を「所有割合」とし、翌年度以降に本確認書を提出する場合に、所有者である中小企業等に変更が無い場合は、別添 1 と別添 2 の添付を省略することができます。

なお、二分の一以上所有の判断根拠を「エネルギー使用量の割合」とする場合は、毎回前年度のエネルギー使用量の割合を算出し、別添 1 「所有等割合計算書」の添付が必要となります。この場合も所有者である中小企業等に変更が無い場合は、別添 2 の添付を省略することができます。

ここで、所有者である中小企業等とは、別添 1 「所有等割合計算書」において、所有が二分の一になるように申告した所有者である中小企業等のみを指します。

### 「所有者である中小企業等の変更」

前年度の所有者である中小企業等の変更があった場合には、プルダウンで「有」を選択した上で、あわせて具体的な内容を記入してください。所有者変更による増減や、従業員数や資本関係の変更により中小企業等の要件を満たさなくなった場合等が該当します。本項目を「有」とした場合は、別添 1 「所有等割合計算書」を添付する必要があります。また所有者である中小企業等が追加される場合には当該中小企業等についての別添 2 「義務対象外となる中小企業者について」の添付も必要です。変更が無い場合は「無」を選択します。

今年度以降の所有者に変更がある場合は「有」を選択し、「具体的な内容」に変更内容及び変更予定年月日を記入してください。変更が無い場合は「無」を選択します。具体的な年月がまだ確定していない所有権移転の予定がある場合は、「未定」を選択し、概要を記入してください。

書類提出年度の4月1日以降に所有者の変更等の理由により、「中小企業等が二分の一以上所有」に該当しなくなる場合は、19頁の「お問合せ先」の連絡先に御連絡ください。

**そのiv：添付する書類**

本確認書を初めて提出する場合には、別添1「所有等割合計算書」と別添2「義務対象外となる中小企業者について」の添付が必要です。2回目以降の提出時には、そのiiiのとおり、添付が必要か否かを判断してください。



### 3 所有等割合計算書の記入例

※1 頁目 義務対象外となる中小企業等及びその割合

※記入例

【別添1】

C

#### 所有等割合計算書

そのv

事業所の名称	新宿〇〇ビル	指定番号	〇〇〇〇	
二分の一以上 所有の 判断根拠	2. 所有割合	計算年度	2023	年度

#### 1 義務対象外となる中小企業等及びその割合

そのvi

No	所有者である中小企業等の名称	区分	エネルギー使用量 又は所有割合 (年間)	年度途中の持分変更有無 (所有割合の場合) 変更無=「無」を選択 変更有=「有」を選択し、 変更年月を記入	
1	株式会社 東京〇〇	中小企業者	30 / 100		無
2	株式会社 〇〇商事	中小企業者	20 / 100	2023年10月～ 2024年3月	有
3	個人〇名	個人	10 / 100		無
4			/		
5			/		
6			/		
7			/		
8			/		
9			/		
10			/		
11			/		
12			/		
13			/		
14			/		
15			/		
合計			60 / 100		

※ 個人所有者が複数いる場合は「個人〇名」等とまとめてもよい。  
 ※ 根拠となる資料の提出を求める場合がある。

(日本産業規格A列4番)

**そのv：事業所の名称、指定番号、二分の一所有の判断根拠、計算年度**

「事業所の名称」

事業所の名称を記入してください。

「指定番号」

指定番号を記入してください。新たに該当する事業所が提出する場合は空欄としてください。

「二分の一所有の判断根拠」

中小企業等が二分の一以上を所有する判断根拠をプルダウンで「1. エネルギー使用量の割合」又は「2. 所有割合」から選択してください。

「計算年度」

所有等割合を計算する年度を記入してください。原則として提出年度の前年度になります。

**そのvi：所有者である中小企業等の名称、区分、エネルギー使用量又は所有割合（年間）、年度途中の持分変更（所有割合の場合）、合計**

「所有者である中小企業等の名称」

事業所の所有者である中小企業等の名称を記入してください。

本様式は中小企業等が二分の一以上を所有することを証すればよいため、必ずしも所有者である中小企業等を全員記入する必要はありません。個人所有者が複数いる場合は、「個人〇名」とまとめて記載することも可能です。

「区分」

所有者である中小企業等について、プルダウンで「中小企業者」、「組合等」、「個人」から選択してください。

「エネルギー使用量又は所有割合（年間）」

所有者である中小企業等について、「二分の一所有の判断根拠」で「1. エネルギー使用量の割合」を選択した場合はエネルギー使用量割合を、「2. 所有割合」を選択した場合は所有割合を分数で記入してください。なお計算方法については次の「2 エネルギー使用量又は所有割合の計算方法」に記入していただきます。

「年度途中の持分変更有無（所有割合の場合）変更無＝「無」を選択 変更有＝「有」を選択し、変更年月を記入」

所有者である中小企業等について、計算年度の途中で持分変更があった場合にはプルダウンで「有」を選択してください。持分変更があった場合には所有割合を所有期間で案分する必要があります。なおエネルギー使用量の割合で判断する場合は選択不要です。

「合計」

「エネルギー使用量又は所有割合（年間）」の合計値を記入してください。指定相当地球温暖化対策事業所となるためにはこの合計値が二分の一以上になる必要があります。

# ※エネルギー使用量で判断する場合（2頁目以降） ※記入例

【別添1】

## 2 エネルギー使用量又は所有割合の計算方法

事業所全体及び共用部のエネルギー使用量  
 共用部のエネルギー使用量は電気のみであり、事業所内の特定計量器で計量している。電気の計量器の位置と配電図は別紙の通りである。  
 共用部のエネルギー使用量 2,000kL  
 事業所全体のエネルギー使用量 20,000kL

No.1 株式会社 東京〇〇のエネルギー使用量割合  
 株式会社 東京〇〇はA棟を1棟所有している（登記事項証明書の通り）  
 エネルギー使用量は電気と熱であり、それぞれ事業所内の特定計量器で計量している。電気と熱の計量器の位置と配電図、配管図は別紙の通りである。原油換算エネルギーについては別紙エネルギー計算シートの通りである。  
 株式会社 東京〇〇の専有部エネルギー使用量 4,500kL  
 株式会社 東京〇〇の専有部持分比率1/4であるため、共用部エネルギー使用量 500kL  
 したがって、株式会社 東京〇〇のエネルギー使用割合は、 $(4,500kL+500kL)/20,000kL=5/20$

No.2 株式会社 〇〇商事のエネルギー使用量  
 株式会社 〇〇商事は◇◇年10月から□□年3月までB棟の1階から10階を所有している（登記事項証明書の通り）  
 エネルギー使用量は電気と熱及び都市ガスであり、それぞれ事業所内の特定計量器で計量している。電気と熱及び都市ガスの計量器の位置と配電図、配管図は別紙の通りである。原油換算エネルギーについては別紙エネルギー計算シートの通りである。  
 株式会社 〇〇商事の10月から3月の専有部エネルギー使用量 3,600kL  
 株式会社 〇〇商事の専有部持分比率1/5であるため、共用部エネルギー使用量 400kL  
 したがって、株式会社△△のエネルギー使用割合は、 $(3,600kL+400kL)/20,000kL=4/20$

No.3 個人〇名のエネルギー使用割合  
 個人〇名はB棟の11階から13階を所有している（登記事項証明書の通り）  
 エネルギー使用量は電気と熱及び都市ガスであり、それぞれ事業所内の特定計量器で計量している。電気と熱及び都市ガスの計量器の位置と配電図、配管図は別紙の通りである。原油換算エネルギーについては別紙エネルギー計算シートの通りである。  
 個人〇名の専有部エネルギー使用量 2,600kL  
 個人〇名の専有部持分比率は1/5であるため、共用部エネルギー使用量 400kL  
 したがって、株式会社△△のエネルギー使用割合は、 $(2,600kL+400kL)/20,000kL=3/20$

そのⅵ

- ※ 義務対象外となる中小企業等が年度を通じて単独所有する場合は記載不要
- ※ 共用部分のエネルギー使用量又は所有割合を按分した計算も記入すること。
- ※ 所有割合で判断する場合で、計算年度途中の持分変更があった者については、所有割合を所有期間で按分した計算も記入すること。

## 3 添付する書類

建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明のあるもの） 原本	△別紙（ 1 ） のとおり
電力量計及び配電図	△別紙（ 2 ） のとおり
熱量計及び配管図	△別紙（ 3 ） のとおり
ガスメーター及び配管図	△別紙（ 4 ） のとおり
エネルギー計算シート	△別紙（ 5 ） のとおり

そのⅵ

- ※ △印の欄には、添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
- ※ 建物の登記事項証明書の添付は、中小企業等の所有が二分の一以上であることを確認できる範囲で添付する。
- ※ 2の計算で用いた各中小企業等のエネルギー使用量や所有割合を証する書類を添付すること。  
 所有割合については登記事項証明書で証明できれば別途証する書類の添付は不要。

（日本産業規格A列4番）

## ※エネルギー使用量で判断する場合（2頁目以降）

### そのvii：エネルギー使用量の割合の計算方法

#### ＜義務対象外となる中小企業等が年度を通じて単独所有する場合は記載不要＞

（そのvi）で記入した所有者である中小企業等のエネルギー使用量の割合の計算方法を記入する欄です。計算方法は次の点に留意して記入してください。

- 計算に用いるエネルギー使用量は特定計量器で計測されている必要があります。
- 原油換算エネルギーで割合を計算するため、計算対象のエネルギー使用量を原油換算にしてください。
- 所有者である中小企業等ごとに、専有部を具体的に説明した上で、使用エネルギーの種別、特定計量器の種別を記入してください。また、それらを図示した図面名を明記してください。
- 共用部のエネルギー使用量を別途把握して、専有部と同様に記入してください。
- 共用部のエネルギー使用量は、所有者である中小企業等の専有部持分比率に応じて按分し、各専有部のエネルギー使用量に加算してください。

### そのviii：添付する資料

所有者を確認するため建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明があるもの）原本を必ず添付してください。

その他、（そのvii）に記入いただいたエネルギー使用量の割合の計算方法の根拠資料を添付してください。例えば以下のようなものが根拠資料となります。

- 電力量計及び配電図（電力量計の位置及び供給先を示す図面）
- 流量計及び配管図（流量計の位置及び熱の供給先を示す図面）
- ガスメーター及び配管図（ガスメーターの位置及び供給先を示す図面）
- エネルギー換算シート（各エネルギー使用量を原油換算したもの）
- 特定計量器が有効期限内であることを示す資料
- 購買伝票（ある場合のみ。自社計測の場合はその記録資料等）

また、（そのvi）で記入した所有者である中小企業等が中小企業者である場合は、それぞれ別添2「義務対象外となる中小企業者について」を「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」に添付してください。

## ※所有割合で判断する場合（2頁目以降）

【別添1】

## ※記入例

### 2 エネルギー使用量又は所有割合の計算方法

そのix

- No.1 株式会社 東京〇〇の専有部所有割合  
 株式会社 東京〇〇所有割合は年度途中の変更はなく、建物の登記事項証明書のとおりである。  
 株式会社 東京〇〇の専有部所有割合  $6,000\text{m}^2/20,000\text{m}^2=30/100$
- No.2 株式会社 〇〇商事の専有部所有割合  
 株式会社 〇〇商事は登記事項証明書の通り、◇◇年10月から□□年3月まで専有部を所有しているため、所有期間で按分する。  
 株式会社 〇〇商事の専有部所有割合  $8,000\text{m}^2/12\text{ヵ月} \times 6\text{ヵ月}=20/100$
- No.3 個人〇名の専有部所有割合  
 個人〇名の所有割合は年度途中の変更はなく、建物の登記事項証明書のとおりである。  
 個人〇名の専有部所有割合  $2,000\text{m}^2/20,000\text{m}^2=10/100$

- ※ 義務対象外となる中小企業等が年度を通じて単独所有する場合は記載不要
- ※ 共用部分のエネルギー使用量又は所有割合を按分した計算も記入すること。
- ※ 所有割合で判断する場合で、計算年度途中の持分変更があった者については、所有割合を所有期間で按分した計算も記入すること。

### 3 添付する書類

そのx

建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明のあるもの） 原本	△別紙（ 1 ） のとおり
	△別紙（     ） のとおり
	△別紙（     ） のとおり
	△別紙（     ） のとおり
	△別紙（     ） のとおり

- ※ △印の欄には、添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
- ※ 建物の登記事項証明書の添付は、中小企業等の所有が二分の一以上であることを確認できる範囲で添付する。
- ※ 2の計算で用いた各中小企業等のエネルギー使用量や所有割合を証する書類を添付すること。  
 所有割合については登記事項証明書で証明できれば別途証する書類の添付は不要。

（日本産業規格A列4番）

## ※所有割合で判断する場合（2頁目以降）

### そのix：所有割合の計算方法

#### <義務対象外となる中小企業等が年度を通じて単独所有する場合は記載不要>

（そのvi）で記入した所有者である中小企業等の所有割合の計算方法を記入する欄です。計算方法は次の点に留意して記入してください。

- 計算年度途中で持分比率の変更がある場合は、所有期間で案分して割合を求めてください。
- 共用部の所有面積は、所有者である中小企業等の専有部持分比率に応じて案分し、各専有部面積に加算してください。ただし、管理規約で共用部の所有割合が定められている場合にはその比率を用いても結構です。

#### <イメージ>（所有面積の割合で判断する例）



左例の場合、当該年度の中小企業等の建物所有割合が1/2以上と判断される。

### そのx：添付する資料

所有者を確認するため建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明があるもの）原本を必ず添付してください。

また、（そのvi）で記入した「所有者である中小企業等」が「中小企業者」である場合は、それぞれ別添2「義務対象外となる中小企業者について」を「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」に添付してください。

## 4 義務対象外となる中小企業者についての記入例

### ※記入例

【別添2】

No.            ※1

C

その1

### 義務対象外となる中小企業者について

#### 1 義務対象外となる中小企業者に関する情報※2

企業名(商号)	株式会社 東京〇〇
資本金の額(出資金)	〇〇〇〇 千円
業種分類	2. 卸売業
従業員数※3	〇人(役員は除く)

その2

その3

- ※1 所有等割合計算書に記載した番号を記載すること。  
 所有等割合計算書に記載していない中小企業者についてはこの様式の作成の必要はない。
- ※2 記載内容について根拠となる資料を求める場合がある。
- ※3 資本金の額から中小企業に該当すると判断できる場合は、従業員数の記載は不要

#### 2 削減義務対象外とならない中小企業者に関する条件の確認

中小企業であっても、次の項目の一つでも該当する場合は削減義務の対象外となる中小企業ではありません。全ての項目について該当有無のいずれかにチェックをしてください。

該当有無	削減義務対象外にならない条件	確認内容・方法
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	1 【子会社の状況】 大企業(中小企業者以外の会社)を子会社に持つ(特定中小企業である)	子会社が大企業に該当するかについて、事業報告書等により確認する。
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	2 【親会社(単独)の状況】 大企業若しくは特定中小企業又はその役員が単独で、対象となる中小企業の発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している	株式総数又は出資価額の総額の1/2以上を所有する大企業(その役員を含む。)又は特定中小企業(その役員を含む。)の有無について、株主名簿や事業報告書等により確認する。
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	3 【親会社(複数)の状況】 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、対象となる中小企業の発行済株式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している	株式を保有する又は出資する大企業、特定中小企業(その役員を含む。)が複数存在する場合、その合計が株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上とならないか、株主名簿や事業報告書等により確認する。
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	4 【役員の兼務状況】 一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、役員総数の二分の一以上を兼務している	大企業、特定中小企業の役員、職員を兼務する役員が役員総数の1/2以上とならないか、社内で保有する役員履歴や役員選任時の株主総会の議事録・資料等により確認する。
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	5 【親法人(会社法以外)の状況】 国若しくは地方公共団体又は会社法以外の法律により設立された法人(医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社等)が経営を実質的に支配している	国や地方公共団体、その他会社法以外の法律により設立された法人(医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社等)との支配関係について、株主名簿や事業報告書等により確認する。
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/>	6 【親会社の親会社の状況】 所有者である中小企業者の経営を実質的に支配している中小企業者の経営を、大企業又はその役員が実質的に支配している	親会社が中小企業であった場合に、その親会社が大企業又はその役員に該当しないかを株主名簿や事業報告書等により確認する。

その4

<input checked="" type="checkbox"/>	「削減義務対象外とならない中小企業者に関する条件の確認」の全ての確認結果について、誤りが無い事を確認しました。 ※1
-------------------------------------	--

その5

- ※1 「削減義務対象外とならない条件」は根拠資料等により確認する必要がある。  
 根拠資料等により十分な確認を行った上で、チェックボックス欄にチェックを入力すること。  
 なお、必要に応じて、1～5の根拠となる資料の提出を求める場合がある。

(日本産業規格A列4番)



#### その1：No.（所有等割合計算書に記入した所有者である中小企業等のNo.）

所有等割合計算書に記入した所有者である中小企業等のNo.を記入してください。各ページに表示されます。なお、本様式は中小企業者ごとに1部を提出してください。個人やその他団体については不要です。

#### その2：企業名、資本金の額

中小企業者の名称及び中小企業者の資本金の額（出資金）を記入してください。

#### その3：産業分類、従業員数

産業分類は日本標準産業分類に基づき記載してください。

分類及び対応関係については総務省のホームページを参照してください。

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm)

従業員数は、中小企業者の年度末時点の従業員数を記入してください。従業員基準の考え方は、「解雇の予告を必要とする者」を従業員とします。このため、パート労働者であっても正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。

労働基準法第20条の「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」を参考にしてください

#### その4：削減義務対象外とならない中小企業者に関する条件の確認

中小企業者であっても削減義務の対象外とはならない条件に該当していないかどうか、「確認内容・方法」にある確認方法を参考に確認していただき、条件に該当していない場合は「該当無」の欄にチェックを入れてください。

一つでも「該当有」がある場合は削減義務の対象外とはなりませんので、ご注意ください。

#### その5：確認用チェックボックス

削減義務対象外とならない中小企業者に関する条件は、根拠資料等に基づき十分な確認を行い、確認が出来ている場合にチェックボックスにチェックを入れてください。

根拠資料等により義務対象外となる中小企業者であることが確認できない場合は、義務対象外となる中小企業者とすることはできませんので、ご注意ください。



# ※記入例

【別添2】

No ※1

その6

3 添付する書類<sup>※2</sup>

登記事項証明書（商業登記簿謄本）	△別紙（ 1 ）	) のとおり <sup>※3</sup>
会社概要・パンフレット	△別紙（ 2 ）	) のと
従業員数の確認書類	△別紙（ 3 ）	) のとおり
	△別紙（ ）	) のとおり
	△別紙（ ）	) のとおり
	△別紙（ ）	) のとおり
	△別紙（ ）	) のとおり

その7

- ※1 所有等割合計算書に記載した番号を記載すること。
- ※2 事実確認に必要な場合に提出する根拠資料は、「指定相当地球温暖化対策事業所に関するガイドライン」を確認すること。なお、必要に応じて東京都から根拠書類の提出を求める場合がある。
- ※3 △印の欄には、添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

(日本産業規格 A 列 4 番)

**その 6：No.（所有等割合計算書に記入した所有者である中小企業等の No.）**

所有等割合計算書に記入した所有者である中小企業等の No. を記入してください。

**その 7：添付する書類**

この欄に添付書類の名称及び一連番号を記入してください。また添付書類側にも同様に一連番号を記入して書類の参照先を明確にしてください。

**【参考】中小企業基本法上の中小企業者**

中小企業者とは、業種分類ごとに資本金・従業員数のいずれかが下表の数値以下である事業を営む会社及び個人である。

業種分類	資本金又は出資総額	常時使用従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

本制度において当該企業が中小企業者であるかどうかについては、算定年度の年度末（3月 31日現在）で判断する。

なお、今年の 4 月 1 日以降に所有者の変更等の理由により、「中小企業等が二分の一以上所有」に該当しなくなる場合は、次頁の「お問合せ先」の連絡先に御連絡ください。

## お問合せ先

総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口

〒163-8001

新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 20 階南側

TEL : 03-5388-3438

E-Mail : [ondanka31@ml.metro.tokyo.jp](mailto:ondanka31@ml.metro.tokyo.jp)